破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７号
北海道北見市花園町51番地17
債務者　横手　英行
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
群馬県高崎市吉井町岩崎1393番地２
債務者　諸星　刷雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５７号
群馬県高崎市吉井町小暮569番地８　ＮＰＯ法人いずみの杜サポートいずみ須藤厚子方、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢481番地１
債務者　須藤　　巌
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０７号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目９番16―203号レオパレス若葉第11、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目27番12―301号　ウィスタリア藤田
債務者　早川　　裕
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６号
埼玉県羽生市北３丁目15番７号
債務者　小倉　信雄
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９２６号
大阪府大阪狭山市金剛２丁目７番１号
債務者　田尻　雅之
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９８９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番36―402号
債務者　南山　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０１２号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目１番14号
債務者　古金谷好洋
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
大阪府河内長野市北青葉台39番１号
債務者　谷口　友一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
堺市東区北野田373番地　北野田大発マンション402号、前住所奈良県橿原市石川町298番地の１　ロイヤルメゾンＣ205
債務者　濵崎美貴子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
堺市北区東三国ヶ丘町１丁１番４―113号
債務者　西川建装こと西川塗装こと　西川　竜二
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
堺市北区東三国ヶ丘町１丁１番４―113号
債務者　西川留美子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁119番地３　バナナハウス406号
債務者　神崎　健児
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
大阪府松原市北新町６丁目188番地の７、前住所大阪府松原市天美東９丁目14番６号
債務者　上甲　まゆ（旧姓安澤）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
堺市北区南長尾町３丁１番14―436号
債務者　井阪キミ子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘38番７―407号
債務者　中村　規親
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
長崎県長崎市小浦町453番地　小浦アパートＣ棟610号
債務者　山下　茂代
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係